平成２０年実績評価計画書

国家公安委員会・警察庁
平成１９年１２月

第１　この計画書の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月22日国家公安委員会・警察庁長官決定）においては、国家公安委員会及び警察庁における実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択した上で、業績目標ごとに設定した業績指標（認知件数等のアウトカム指標又は検挙件数等のアウトプット指標）を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年、実績評価計画書を作成し、公表することとしている。

第２　評価の対象

平成20年においては、次の８の基本目標を実現するための28の業績目標について、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、実現状況を把握することとする。

なお、業績目標ごとの実現状況については、21年に評価書を作成する。

基本目標１　市民生活の安全と平穏の確保
- 業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標２　地域警察官による街頭活動の強化
- 業績目標３　少年非行の防止
- 業績目標４　犯罪等からの少年の保護
- 業績目標５　良好な生活環境の保持
- 業績目標６　経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保

基本目標２　犯罪捜査の的確な推進
- 業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標４　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進

基本目標３　組織犯罪対策の強化
- 業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標２　取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
- 業績目標３　銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
- 業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化
- 業績目標５　犯罪収益対策の推進

基本目標４　安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～
- 業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保

業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止
業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
業績目標５　道路交通環境の整備
基本目標５　国の公安の維持
業績目標１　重大テロ事案等の予防鎮圧
業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施
業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報（ちょう）・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標６　犯罪被害者等の支援の充実
業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標７　情報セキュリティの確保
業績目標１　サイバー空間の安全確保
基本目標８　ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上
業績目標１　警察行政の電子化の推進

第３　実績評価計画書

基本目標１　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少は、国民が身近に感じる犯罪の未然防止が図られたことを示し、安全・安心なまちづくりの度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
	参考指標②	防犯ボランティア団体の活動状況 （防犯ボランティア団体数、構成員数等）
業績目標達成のために行う施策	○　子どもを守る「地域安全安心ステーション」推進事業による自主防犯活動の支援拡大 ○　防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進 ○　子どもの犯罪被害防止に向けた防犯教育の推進 ○　携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 ○　防犯性に優れた共同住宅（防犯優良マンション）の普及の促進 ○　防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進	
政策所管課	生活安全企画課	

基本目標１　業績目標２　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	地域警察官による街頭活動の強化	
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域警察官による街頭活動の強化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合 達成目標：刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況
業績目標達成のために行う施策	○　パトロールの強化 ○　交番相談員の増配置 ○　職務質問技能指導員等の指定及び育成 ○　通信指令システムの高度化	
政策所管課	地域課	

基本目標１　業績目標３　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	少年非行の防止	
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年の検挙人員、人口比(注)、不良行為少年の補導人員、少年相談受理件数） 達成目標：刑法犯少年を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 刑法犯少年の検挙人員等は、少年非行の防止の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、刑法犯少年については、認知件数が把握できないこと等から、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：非行少年の立直り支援の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等） 達成目標：非行少年の立直り支援を的確に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 非行少年の立直り支援の推進状況は、少年非行防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	14歳から19歳の少年人口
業績目標達成のために行う施策	○　刑法犯少年の検挙活動の推進 ○　不良行為少年の補導活動の推進 ○　非行少年の立直り支援に係る施策の推進 ○　非行防止教室等の開催の推進	
政策所管課	少年課	

注：同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

基本目標１　業績目標４　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	犯罪等からの少年の保護	
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：福祉犯の取締りの推進状況（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） 達成目標：福祉犯の被害少年の保護を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯の検挙件数等は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため。 なお、福祉犯については、認知件数を把握できないことから、上記の複数の指標を総合的に判断し、業績目標の実現状況を評価することとする。
	業績指標②	指標：被害少年の支援等の状況（犯罪被害に係る少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） 達成目標：被害少年に対する支援を推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 被害少年の支援等の状況は、犯罪等からの少年の保護の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　福祉犯等の検挙活動の推進 ○　有害環境の浄化活動の推進（インターネット上の有害情報対策の推進等） ○　被害少年の支援の推進（被害少年に対する継続的な支援の推進等）	
政策所管課	少年課	

基本目標１　業績目標５　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	良好な生活環境の保持	
業績目標の説明	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進すること等により、良好な生活環境を保持する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：風俗営業等に対する行政処分件数 達成目標：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく行政処分件数を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加は、風俗営業等の取締りが推進されたことを示し、良好な生活環境の保持の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	風俗営業等の許可・届出件数
業績目標達成のために行う施策	○　風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 ○　人身取引事犯の取締りの強化 ○　子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（通称「匿名通報ダイヤル」）を活用した被害者の保護及び捜査の推進	
政策所管課	生活環境課	

基本目標１　業績目標６　平成20年実績評価計画書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保	
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪、環境を破壊する犯罪等の取締りの推進により、良好な経済活動、自然環境等の確保を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ヤミ金融事犯(注1)の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、ヤミ金融事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：特定商取引等事犯(注2)の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、特定商取引等事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員の増加は、知的財産権侵害事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員 達成目標：廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、廃棄物事犯の取締りが推進されたことを示し、良好な自然環境の確保の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標⑤	指標：食の安全・安心に係る事犯(注3)の検挙事件数及び検挙人員

		達成目標：食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 　食の安全・安心に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員の増加は、食の安全・安心に係る事犯の取締りが推進されたことを示し、食の安全・安心の確保の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	警察に寄せられた悪質商法に関する相談件数
	参考指標②	産業廃棄物の不法投棄件数
	参考指標③	「食品表示110番」の相談受理件数
業績目標達成のために行う施策	○　関係機関・団体との連携による取締り及び被害抑止に向けた広報啓発活動の推進 ○　政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化等 ○　政府の決定した知的財産推進計画に基づく取締りの強化等 ○　環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境犯罪に対する取締りの推進等 ○　食品に係る偽装表示事案に関する関係省庁との情報交換の強化	
政策所管課	生活環境課	

注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件

注３：食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯。なお、食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員は、業績指標③知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員に重複計上されている。

基本目標２　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪(注1)に係る捜査の強化	
業績目標の説明	平成18年の重要犯罪の認知件数は10年前の約1.5倍に増加する一方、その検挙率は27.9ポイント減少している。こうした状況において、犯罪の広域化・巧妙化が進み、また、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している。さらに、一連の刑事司法制度改革に的確に対処することが求められる。 以上の情勢を踏まえ、真の治安再生に向けて、捜査力を強化し、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要犯罪の検挙率 達成目標：殺人、強盗、強姦(かん)等の各重要犯罪の検挙率の向上にに努める。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要犯罪の検挙率の向上は、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要犯罪の認知件数
	参考指標②	各重要犯罪の検挙件数
	参考指標③	各重要犯罪の検挙人員
業績目標達成のために行う施策	○　情報分析支援システム(注2)（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）（仮称）の整備 ○　捜査特別報奨金制度の活用 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用 ○　高性能のＤＮＡ型自動分析装置等の整備等 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 ○　第一線における検視の的確な実施を確保するための取組み ○　合同捜査及び共同捜査の推進	
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	

注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ
注２：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と総合して、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析するシステム

基本目標２　業績目標２　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要窃盗犯(注)に係る捜査の強化	
業績目標の説明	重要窃盗犯については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、重要窃盗犯の検挙に向けた取組みを推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：各重要窃盗犯の検挙率 達成目標：侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各重要窃盗犯の検挙率の向上は、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	各重要窃盗犯の認知件数
	参考指標②	各重要窃盗犯の検挙件数
	参考指標③	各重要窃盗犯の検挙人員
業績目標達成のために行う施策	○　情報分析支援システム（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）（仮称）の整備 ○　ＤＮＡ型鑑定の積極的活用 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用 ○　高性能のＤＮＡ型自動分析装置等の整備等 ○　自動車ナンバー自動読取システムの整備 ○　合同捜査及び共同捜査の推進	
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	

注：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり

基本目標２　業績目標３　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） 達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 ○　企業犯罪等の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 ○　全国会議の開催	
政策所管課	捜査第二課	

基本目標２　業績目標４　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	
業績目標の説明	振り込め詐欺・恐喝(注１)を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が依然として多発している。これらの犯行手口は日々巧妙化・多様化し、国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：振り込め詐欺・恐喝の発生状況（認知件数及び被害総額） 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額の減少は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：振り込め詐欺・恐喝の検挙状況（検挙件数及び検挙人員） 達成目標：振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 振り込め詐欺・恐喝の検挙件数及び検挙人員の増加は、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	振り込め詐欺・恐喝の検挙率(注２)
業績目標達成のために行う施策	○　関係警察相互の連携 ○　広報啓発活動の推進 ○　広域知能犯罪捜査のための資機材の整備 ○　改正金融機関等本人確認法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進	
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	

注１：いわゆるオレオレ詐欺・恐喝（電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、架空請求詐欺・恐喝（郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺及び脅し取る恐喝事案）、融資保証金詐欺（実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事案）及び還付金等詐欺（税金還付等に必要な手続を装って被害者に現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺又は詐欺事案）

注２：振り込め詐欺・恐喝の検挙率は、犯罪統計ではなく、捜査第二課において特別に調査して集計する数値を基に算出するもの

基本目標２　業績目標５　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ＤＮＡ型鑑定の鑑定状況（鑑定事件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数及び効果的事例） 達成目標：ＤＮＡ型記録検索システムの過去３年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型記録検索システムの効果的な活用を更に推進する。 基準年：17～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型記録検索システムの活用件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：掌紋業務における指掌紋自動識別システム（注１）の活用状況（活用件数及び効果的事例） 達成目標：掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させる。また、掌紋業務における指掌紋自動識別システムの効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年（注２）　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 掌紋業務における指掌紋自動識別システムの活用件数を増加させることが、科学技術を活用した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：画像処理装置の活用状況（画像処理件数及び効果的事例） 達成目標：画像処理件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 画像処理件数の増加傾向を維持することが、科学技術を活用

		した捜査の更なる推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　科学捜査のための研究の推進 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの適正な運用 ○　新型フラグメントアナライザー(注3)等の整備 ○　画像処理装置の更新 ○　ライブスキャナ(注4)の更新 ○　指紋業務用電子計算機の更新	
政策所管課	犯罪鑑識官	

注１：犯罪現場等から採取した指掌紋及び被疑者から採取した指掌紋を事前に登録し、照会した指掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム。19年に指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合して最適化した。

注２：15～18年は旧システム

注３：一度に複数の資料の分析が可能なＤＮＡ型鑑定に用いられる自動分析装置

注４：警察署等において被疑者の指掌紋を光学的に採取し、警察庁等へ送信する装置

基本目標３　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化	
業績目標の説明	暴力団は、社会活動の変化に応じて、様々な分野において、組織的な犯罪行為を敢行しながら経済的利益を求めて、資金獲得活動を行っており、暴力団の資金源対策に重点的に取り組むことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：コンプライアンス条例等の制定率及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「企業指針」という。）の普及状況（事例） 達成目標：地方公共団体におけるコンプライアンス条例等の制定率を向上させるとともに、企業指針を企業に普及させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は行政機関や民間企業を資金獲得活動の主要な対象としているが、地方公共団体でコンプライアンス条例等の制定が進めば、暴力団への組織的な対応が行われ、行政対象暴力の防止につながることから、コンプライアンス条例等の制定率は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。 また、19年７月の第９回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及が進めば、民間企業による暴力団との関係遮断が進み、企業対象暴力の防止や暴力団関係企業の活動の封圧につながることから、企業指針の普及状況は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率(注) 達成目標：地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を向上させる。 基準年：19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は各地の公共工事に介入して多額の資金を獲得しているが、地方公共団体で公共工事における暴力団排除要綱等の整備が進めば、公共工事に暴力団が介入した場合の警察・発注者への通報報告制度等により、暴力団の公共工事からの排除につながることから、地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第９条(法人等経営支配)、第10条（犯罪収益等隠匿)、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を増加させる。

		基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 　暴力団は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、暴力団の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用件数等は、暴力団の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員
	参考指標②	伝統的資金獲得活動の検挙人員
業績目標達成のために行う施策	○　暴力団犯罪の取締りの強化 ○　暴力団と共生する者の実態解明と取締りの強化 ○　暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 ○　19年７月の第９回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 ○　各種暴力団排除活動の推進 ○　暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援	
政策所管課	暴力団対策課、企画分析課	

注：すべての地方公共団体のうち、暴力団排除要綱等を整備している地方公共団体の割合

基本目標３　業績目標２　平成20年実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用による幻覚・妄想等が凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかわる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合 達成目標：覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は我が国の主要な薬物密輸・密売組織であり、特に覚せい剤を中心として薬物事犯を敢行しているところ、暴力団構成員等による覚せい剤事犯の取締りが強化されれば、薬物に関与する暴力団に対し人的打撃を与えることになるから、覚せい剤事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）、第７条（薬物犯罪収益等収受）及び第19条第３項（起訴前の没収保全命令）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 薬物密輸・密売組織は、薬物の密輸・密売から得られる収益によって組織の維持、拡大を図っているが、薬物犯罪収益等のはく奪につながる麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条第３項を積極的に適用することは、薬物密輸・密売組織の資金獲得活動に大きな打撃を与えることになるから、その適用件数等の増加は、薬物密輸・密売組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	薬物事犯別検挙人員及び内数として暴力団構成員等の検挙人員とその割合
業績目標達成のために行う施策	○　薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 ○　薬物事犯取締活動強化月間の実施 ○　薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 ○　密輸・密売対策用装備資機材の整備 ○　国内外の関係機関との連携の強化	
政策所管課	薬物銃器対策課	

基本目標３　業績目標３　平成20年実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	
業績目標の説明	暴力団等の犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からのけん銃の押収を図るとともに、けん銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数 達成目標：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を減少させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団は、勢力維持・拡大のための対立抗争等において銃器発砲事件を発生させるが、暴力団の銃器犯罪に対する取締りが強化されれば、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生が抑制されることになるから、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合及び内数として暴力団首領・幹部の割合 達成目標：けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 主として、暴力団が組織的に銃器使用による凶悪事件を発生させているところ、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件に対する取締りが強化されれば、暴力団に対し人的打撃を与えることになるから、けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の割合等は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：武器庫事件の検挙件数及び押収丁数 達成目標：武器庫事件（暴力団等犯罪組織の組織管理に係る３丁以上のけん銃押収事件）の検挙件数及び押収丁数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等犯罪組織は銃器を組織的に管理するが、武器庫事件の検挙件数等が増加すれば、銃器の組織管理に対し打撃を与えることになるから、武器庫事件の検挙件数等は、暴力団等犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため

参考指標	参考指標①	銃器発砲事件の発生件数
	参考指標②	けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員
	参考指標③	けん銃の押収丁数及び内数として暴力団員等からの押収丁数
業績目標達成のために行う施策	○　犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化 ○　けん銃取締り特別強化月間の実施 ○　銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施 ○　けん銃110番報奨制度（仮称）の実施 ○　銃器探知犬の増強 ○　銃器摘発用装備資機材の整備	
政策所管課	薬物銃器対策課、暴力団対策課	

基本目標３　業績目標４　平成20年実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化	
業績目標の説明	来日外国人犯罪対策をめぐる情勢は依然として厳しいことから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪（組織的侵入盗等）の検挙状況（事例） 達成目標：国際犯罪組織の取締りを強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 国際組織犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラと組織的な背景を有する来日外国人犯罪が治安への重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の犯罪インフラ及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数 達成目標：ＩＣＰＯを通じた積極的な情報交換等による国際組織犯罪の取締りを強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： ＩＣＰＯを通じた情報交換により、国際組織犯罪の検挙に必要な情報等を入手できることから、ＩＣＰＯを通じた情報の受・発信数は、来日外国人犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	来日外国人犯罪の検挙人員、検挙件数
	参考指標②	来日外国人犯罪罪種別検挙件数
	参考指標③	来日外国人犯罪の共犯件数
業績目標達成のために行う施策	○　法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の実施 ○　各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 ○　来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 ○　国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 ○　事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）及び外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ）の円滑な運用 ○　国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施	
政策所管課	国際捜査管理官	

基本目標３　業績目標５　平成20年実績評価計画書

基本目標	組織犯罪対策の強化	
業績目標	犯罪収益対策の推進	
業績目標の説明	犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これを移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：疑わしい取引の届出件数 達成目標：疑わしい取引の届出件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引の届出は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがある場合に金融機関等が行うものであるが、これが増加すれば、犯罪収益に係る実態把握が進むことから、疑わしい取引の届出件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数 達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 疑わしい取引に関する情報を端緒とする事件検挙は、犯罪収益に係る取引を阻止・抑止するものであるが、これが増加すれば、犯罪収益の移転の防止につながることから、疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額 達成目標：組織的犯罪処罰法（第９条、第10条、第11条、第23条）及び麻薬特例法（第５条、第６条、第７条、第19条第３項）の適用件数及び没収保全額を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪組織は、獲得した資金の没収等や獲得した資金に起因して検挙される事態を回避するために、犯罪収益の隠匿等のマネー・ローンダリング行為を行うが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による検挙を推進するとともに、犯罪収益をはく奪することは、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えることになることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数等は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：外国ＦＩＵ(注1)とのＭＯＵ(注2)締結件数

		達成目標：外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数を増加させる。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 　国内ＦＩＵと外国ＦＩＵとの情報交換により、マネー・ローンダリング行為に係る各種情報等を入手等できるところ、外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結が進めば、国際的な犯罪収益の移転防止の推進につながることから、外国ＦＩＵとのＭＯＵの締結件数は、犯罪収益対策の推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　疑わしい取引の届出制度の特定事業者に対する周知 ○　疑わしい取引に関する情報の分析の高度化 ○　捜査機関への積極的な情報提供の推進 ○　組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用 ○　ＦＡＴＦ(注3)等国際的な枠組みへの積極的な参画	
政策所管課	犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、薬物銃器対策課	

注１：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のＦＩＵは、ＪＡＦＩＣ（Japan Financial Intelligence Center）との名称が国際的に通用している。

注２：Memorandum of Understandingの略。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る資金情報の交換に関する当局間文書

注３：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年（元年）のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ローンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしているもの

基本目標４　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保	
業績目標の説明	全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合は高く、近年自転車事故も増加するなどしていることから、歩行者・自転車利用者対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全を確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数 達成目標：歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 全交通事故死者数のうち歩行中や自転車乗用中の死者が占める割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、歩行中や自転車乗用中の死者の過半数を占める高齢者が今後増加すること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保のための施策を推進しているところであるが、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため(注)
	業績指標②	指標：歩行者と自転車との交通事故件数 達成目標：歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 自転車については幅広い利用者がいる一方で、免許制度の対象外となっており、体系的な交通安全教育の仕組みが構築されていないこと等から、自転車の安全利用に係る対策を推進しているところであるが、自転車と歩行者との交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　生活道路対策及び幹線道路対策の推進 ○　歩行空間のバリアフリー化 ○　反射材の普及促進 ○　薄暮時の早め点灯の促進 ○　高齢者に対する交通安全教育の充実 ○　自転車用ヘルメットに関する広報啓発活動 ○　自転車側面への反射材の備付け ○　自転車の走行空間の確保 ○　自転車に係る交通安全教育の推進 ○　自転車利用者に対する街頭指導の強化 ○　児童・幼児用ヘルメットの着用促進	
政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	

注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における

目標として、歩行中・自転車乗用中死者数を22年までに約２割以上減少させることを掲げている。

基本目標４　業績目標２　平成20年実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止	
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されることなどから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数 達成目標：70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故が増加しており、70歳以上の高齢者については、近年、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が唯一減少していない年齢層であることから、高齢者講習等を通じて高齢運転者の安全意識を高める等の措置を講じているところであるが、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の抑止は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを測る指標となるため（注）
参考指標	参考指標①	70歳以上の高齢運転免許保有者数
業績目標達成のために行う施策	○　信号灯器のＬＥＤ化、道路標識の高輝度化等 ○　認知機能検査の導入 ○　認知機能低下が認められる高齢免許保有者に対する安全教育の在り方に関する調査研究 ○　高齢者講習の充実による運転継続支援 ○　高齢運転者標識の使用促進 ○　高齢免許保有者の更新手続における利便の向上	
政策所管課	交通企画課、交通規制課、運転免許課	

注：「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において、警察における目標として、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約１割以上抑止することを掲げている。

基本目標４　業績目標３　平成20年実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	
業績目標の説明	改正道路交通法により、飲酒運転や救護義務違反に対する罰則が引き上げられたところであるが、依然として飲酒運転による死亡事故が多発していることなどから、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 達成目標：悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 飲酒運転や最高速度違反等の悪質危険な運転行為による交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、悪質性、危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進し、さらに、悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪を的確に適用するなどしているところであるが、悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数 達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 凶悪化する暴走族による不法事案を未然に防止し、住民の安全と平穏を確保するため、各部門と連携して総合的な暴走族対策を推進しているところであるが、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数等の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	暴走族構成員の検挙件数
業績目標達成のために行う施策	○　悪質性、危険性、迷惑性の高い運転行為への対策の強化 ○　情報技術を活用した効果的な指導取締りの推進 ○　使用者の背後責任の追及等 ○　総合的な暴走族対策の推進 ○　科学的な交通事故事件捜査の推進 ○　交通事故事件捜査等の合理化の推進 ○　取消処分者講習、停止処分者講習等の充実	
政策所管課	交通企画課、交通指導課、運転免許課	

基本目標４　業績目標４　平成20年実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	
業績目標の説明	シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果にかんがみ、改正道路交通法により後部座席シートベルトの着用が義務付けられることも踏まえ、後部座席等におけるシートベルトの着用促進、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：シートベルトの着用率 達成目標：助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にする。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： シートベルトの運転席の着用率は90%を超えているものの、助手席及び後部座席における着用率については、運転席ほど高くないことから、シートベルト着用促進のための施策を推進しているところ、助手席及び後部座席の着用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：チャイルドシートの使用率 達成目標：チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ、その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： チャイルドシートの使用は法令により義務付けられている一方、その使用率は50%にも達しておらず、チャイルドシート未使用幼児等の交通事故時における致死率は高いため、使用者向上のための施策を推進しているところ、チャイルドシートの使用率の向上は、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	過去５年間のシートベルトの着用有無別致死率
	参考指標②	過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率
業績目標達成のために行う施策	○　後部座席等におけるシートベルトの着用促進 ○　チャイルドシートの正しい使用の徹底	
政策所管課	交通企画課	

基本目標４　業績目標５　平成20年実績評価計画書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約２割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約１割抑止への挑戦～	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故 達成目標：交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 ○信号機の高度化等により、死傷事故を約４万4,000件抑止 ○あんしん歩行エリアの整備(注1)により、エリア内の死傷事故を約２割抑止 ○事故危険箇所対策(注2)により、対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 基準年：14年　　達成年：20年(注3) 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標②	指標：信号機の高度化等により抑止される二酸化炭素の排出量 達成目標：信号機の高度化等により二酸化炭素の排出量を約70万t-CO2削減させる。 基準年：14年　　達成年：20年(注4) 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標③	指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人・時間）短縮させる。 基準年：14年　　達成年：20年(注5) 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
	業績指標④	指標：１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合(注6) 達成目標：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(注7)の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８

		割に向上させる。 基準年：14年　　達成年：20年 (注8) 目標設定の考え方及び根拠： 　社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　特定交通安全施設等整備事業 ・　交通管制センターの整備 ・　信号機の改良 ・　歩行空間のバリアフリー化　　等	
政策所管課	交通規制課	

注１：死傷事故発生割合の高い地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施

注２：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,956箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

注３～５、８：19年度（20年３月まで）。20年度以降は、20年に政府として定める次期社会資本整備重点計画（計画期間：20～24年）に即して整備を推進する。同計画に盛り込まれる交通安全施設等整備事業により達成すべき具体的な成果目標については現在検討中である。

注６：バリアフリー化された歩行者用信号機が設置された交差点等の数が、特定経路を構成する道路における信号機が設置された交差点等の数に占める割合

注７：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により廃止されたが、社会資本整備重点計画においては、引き続き指標に用いることとされている。

基本目標５　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案等(注)の予防鎮圧	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：重大テロ事案等の発生状況（事例） 達成目標：重大テロ事案等の未然防止を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案等の発生状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説（18年９月29日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施状況 （件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、有事における態勢の整備について言及）
	業績指標③	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成目標：的確な警備措置を行い、警備対象の安全を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行う施策	○　平成20年北海道洞爺湖サミットに向けた警戒警備等の実施 ○　重要施設等の警戒警備 ○　大規模警衛・警護警備 ○　関係機関等との情報交換等の連携 ○　重大テロ事案等対処に係る各種訓練	

政策所管課	警備課、警備企画課

注：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等

基本目標５　業績目標２　平成20年実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況（件数及び事例） 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：災害警備活動の実施状況（事例） 達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 災害警備活動の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第168回国会における内閣総理大臣施政方針演説（19年10月１日）において、災害対策について言及）
	業績指標③	指標：情報交換等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び出動延べ人員
	参考指標②	広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員
業績目標達成のために行う施策	○　災害警備活動 ○　大規模災害対策用資機材の整備 ○　関係機関等との情報交換等の連携 ○　重大事案対処に係る各種訓練	
政策所管課	警備課	

基本目標５　業績目標３　平成20年実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施	
業績目標の説明	主要警備対象勢力(注)による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例）及び対処状況（対処事例） 達成目標：主要警備対象勢力による違法事案に対し、的確な取締りを実施する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、警察と入国管理局との連携強化について言及）
参考指標	参考指標①	不法滞在者数
業績目標達成のために行う施策	○　主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 ○　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携	
政策所管課	公安課、外事課	

注：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象

基本目標５　業績目標４　平成20年実績評価計画書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	
業績目標の説明	国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：グローバルな情報収集・分析のための態勢強化状況（事例） 達成目標：情報収集・分析態勢を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 情報収集・分析態勢強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため （第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（18年１月20日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例） 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　情報収集・分析態勢の強化 ○　外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 ○　官邸、関係機関等への情報の提供	
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	

基本目標６　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の様々な被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定・決定金額） 達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） ----------
	業績指標②	指標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数 達成目標：性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等の適切な支給を図る。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） ----------
	業務指標③	指標：二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数 達成目標：最近の増加傾向を維持する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 被害者の二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定）） ----------
	業績指標④	指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） 達成目標：それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠：

		民間被害者支援団体における相談受理件数等の増加が総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため （犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定））
参考指標	参考指標①	刑法犯による死者及び重傷者の数
	参考指標②	主な身体犯の犯罪認知件数
業績目標達成のために行う施策	○　被害者対策推進計画の推進 ○　被害者対策に関する適正な評価の推進 ○　研修（犯罪被害給付実務専科、被害者カウンセリング技術初級専科）の実施 ○　広報の実施 ○　全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進	
政策所管課	給与厚生課	

基本目標７　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	情報セキュリティの確保	
業績目標	サイバー空間の安全確保	
業績目標の説明	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：サイバーテロの発生状況 達成目標：サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロの発生状況は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：サイバー犯罪の検挙件数 達成目標：サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年：15～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： サイバー犯罪検挙件数の増加傾向を維持することが、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：技術支援件数 達成目標：技術支援件数を過去３年間の平均より増加させる。 基準年：17～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査に対する技術支援の増加は、高度情報通信ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	サイバー犯罪等に関する相談受理件数
	参考指標②	インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数
	参考指標③	インターネット・ホットラインセンターの通報受理件数
	参考指標④	インターネット利用者数
業績目標達成のために行う施策	○　捜査官の育成及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化 ○　警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化 ○　各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発 ○　サイバーテロ対策セミナー、訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化 ○　国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締りのための国際連携の強化 ○　先端的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進	

	○　総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化 ○　インターネット上の自殺予告事案への適切な対応 ○　ホットライン業務(注)の効果的な運用 ○　サイバーパトロール業務の外部委託
政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課

注：インターネット利用者からインターネット上の違法情報（児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報）、有害情報（違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報）に係る通報を受け付け、違法情報については警察に通報するとともに、プロバイダ等に削除依頼を実施し、有害情報についてはプロバイダ等に対して契約約款等に基づく削除等の措置を依頼する業務

基本目標８　業績目標１　平成20年実績評価計画書

基本目標	ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上	
業績目標	警察行政の電子化の推進	
業績目標の説明	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ＩＴの活用により、警察行政の電子化を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率 達成目標：オンライン利用率の向上に努める。 基準年：18～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠 国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン利用率は、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：申請・届出等手続のオンライン化率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： 申請・届出等対象手続すべてのオンライン化が実施されていることは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16～19年　　達成年：20年 目標設定の考え方及び根拠： オンライン申請・届出等手続の対象システムを常時稼働することは、警察行政の電子化の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	なし
業績目標達成のために行う施策	○　オンライン利用の促進のための環境整備	
政策所管課	情報管理課	